

諮問番号：令和5年度諮問第27号
答申番号：令和5年度答申第43号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和4年6月22日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁は、令和4年4月から就労を開始した審査請求人の二男（以下「二男」という。）の収入の推定額を同年7月分の保護費に充当する本件処分を行った。

しかしながら、処分庁の担当者は、審査請求人に説明することなく、勝手に二男の会社に給料明細の問合せをして本件処分をしたものであり、二男が〇〇され、相手方に金銭を支払う必要があり、また、二男の収入は月11万円前後であるため生活できない。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、令和4年4月から就労を開始した二男の収入の推定額について、同年7月分の保護費に充当する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の1のと

おり、当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるときは、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせることとされ、収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させることとされている。

また、次官通知第8の2のとおり、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。

そして、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（1）アのとおり、就職月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴することとされている。

以下検討すると、処分庁は、令和4年1月6日の家庭訪問時に、審査請求人から二男の就職の内定について報告を受けていたため、同年5月6日、審査請求人に対し、二男の就労収入を確認し、申告すること及び二男の就労収入については収入認定されるため、生活費について二男と話し合いやりくりするよう伝えていたことが認められる。

その後、審査請求人に対しては、同月19日、25日及び31日、二男に対しては、同月24日に収入申告するよう伝えていたことが認められる。また、二男からは、同日に、初任給は同月6日であること、給与は毎月15万円ほどである旨を聴取したことが認められる。

ところが、審査請求人及び二男から収入申告書の提出がなかったことから、あらかじめ二男から聴取していた二男の収入の推定額15万円について収入として認定し、令和4年7月分の保護費に充当したものと認められ、これらの判断に不合理な点はない。

次に、本件処分の算定についてみると、処分庁は、令和4年7月分の保護費について、審査請求人世帯の基準生活費123,490円、母子加算18,800円、障害者加算17,870円及び住宅扶助50,000円の合計210,160円を算定したうえで、児童扶養手当43,070円、特別児童扶養手当34,970円及び就労収入の推定額150,000円を収入として認定し、基礎控除28,400円及び未成年者控除11,600円を控除した188,040円について収入充当し、差し引いた22,120円を支給したものであり、違算は認められない。

なお、審査請求人は、担当者から説明がないこと、電話をしてもきちんと聞いてくれないこと、二男が〇〇され、相手方にお金を支払う必要があること、二男の収入は月11万円であり、生活できないこと等を主張する。

しかしながら、本件事件記録からは、処分庁担当者の収入申告についての

説明及び対応に不十分な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

以上から、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- (3) 本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の通知書には、処分の理由として、「就労収入の推定」と記載されているのみであることから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に則した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年11月22日	諮問書の受領
令和5年11月24日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月8日 口頭意見陳述申立期限：12月8日
令和5年12月18日	第1回審議
令和5年12月18日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答：令和6年1月11日付け〇〇福第2142号。以下「処分庁回答書」という。）
令和6年1月22日	第2回審議
令和6年2月22日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第25条第2項は、職権による保護の変更について「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定〔書面には、決定の理由を付さなければならない。〕は、この場合に準用する。」と定めている。
- (5) 法第29条第1項柱書は、「保護の実施機関（中略）は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは（中略）次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」と定め、同項第1号は、「要保護者（中略）氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況（後略）」と定めている。
- (6) 次官通知第8の1は、収入に関する申告及び調査について、「(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。ア（中略）イ当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。(4) 収入の認定にあたっては、(1) から(3) までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記し

ている。

なお次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

(7) 次官通知第8の2は、収入額の認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

(8) 次官通知第8の3(4)は、勤労に伴う必要経費について別表「基礎控除額表」を示し、収入金額別区分が147,000円から150,999円で世帯内の勤労者が1人目の場合の控除額は、28,400円と記している。

また、新規に就労したため特別の経費を必要とする者（未成年者）の控除額は、月額11,600円と記している。

(9) 局長通知第8の1(1)のアは、勤労（被用）収入のうち常用収入について、「(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。(イ) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的内容を調査確認すること。(ウ) (中略) (エ) (中略) (オ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。(後略)」と記している。

なお局長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答によれば、以下の事実が認められる。

(1) 処分庁は、平成28年3月20日付けで、審査請求人及び二男に対し、法による保護を開始した。

同年4月4日、審査請求人は、「世帯全体の収入に変動があった場合、速やかに福祉事務所に申告すること。」と記載された「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」と題する書面（以下「本件確認書」という。）の「以上のことにつきまして、理解しました。」の下段に住所と審査請求人の

名前を記載して、処分庁に提出した。

- (2) 令和3年11月22日、処分庁の担当者は、審査請求人の自宅を訪問し、二男から、高等学校の斡旋で企業訪問や企業面接に行っている旨の報告を受けた。
同日、二男は、本件確認書に住所と二男の名前を記載して、処分庁に提出した。
- (3) 令和4年1月6日、処分庁の担当者は、審査請求人の自宅を訪問し、二男から、令和3年12月20日に某株式会社（以下「A社」という。）から受けた内定通知書を提示され、基本給与は21万円である旨の報告を受けた。
- (4) 令和4年4月22日、処分庁は、審査請求人に対して、二男の初任給が5月10日もしくは同月15日になるとのことであったが、10日支給であれば5月に認定、15日支給であれば6月に認定となり、どちらの月に認定すべきか不明のため、5月の保護費について、ひとまず二男の収入を認定せずに支給する旨、そして、給与支給が5月10日の場合、5月の保護費は過払いになるため、6月以降に収入充当する旨を文書で通知した。
- (5) 令和4年5月6日、審査請求人は処分庁の担当者に架電し、二男が同年4月1日から就労しているが、収入額、給料日を把握していない旨を伝え、処分庁の担当者は、二男の給与については、収入認定になるため、生活費について二男と話し合いやりくりするよう伝えた。
- (6) 令和4年5月19日、審査請求人は処分庁の担当者に架電し、二男の給与明細がWEB上の明細のため、収入の申告方法を教えてほしい旨述べたところ、処分庁の担当者は、プリントアウトするか就労収入申告書に金額を記載し提出するよう求めた。
- (7) 令和4年5月24日、処分庁の担当者は、二男から、給与の支給日は毎月5日前後で、初任給日は同月6日であったこと、また、給与は毎月15万円程度になる旨の報告を受けたことから、給与明細を必ずプリントアウトして毎月申告するように求めるとともに、今後の保護費は、給与の収入認定により支給額が減るので、審査請求人と話し合い、二男の給与を生活費に充てるよう伝えた。
- (8) 令和4年5月31日、処分庁の担当者は、審査請求人との電話でのやり取りにおいて、二男の収入の申告がなければ、保護費が確定できないため、A社に給与照会を行う可能性がある旨伝え、今後の保護費については、二男の給与の推定額を収入認定する旨を伝えた。
- (9) 支給対象月が令和4年7月分の審査請求人の世帯に係る保護決定調書には、「収入認定欄には「収入150,000〔円〕、基礎控除1人目28,400〔円〕、未成年11,600〔円〕」と記載されている。
- (10) 令和4年6月22日付けで、処分庁は、7月分の保護費の支給額を変更

する本件処分を行った。

本件処分の通知書には、変更の理由として「就労収入の推定」と、就労収入の欄には110,000円と記載されている。

(11) 令和4年7月13日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

同日、処分庁は、審査請求人に対して、二男の就労収入の申告がないため申告を求める旨の書面を送付した。

(12) 令和4年8月3日、処分庁は、二男の給与支払いの状況を確認するため、A社に対して、法第29条に基づく照会文書（以下「本件照会」という。）を送付した。

同日、審査請求人を担当する支援機関の担当者が処分庁を訪問し、審査請求人から預かったとして、二男の5月分の就労収入を記載した就労収入申告書を提出した。

(13) 当審査会が処分庁に対して、本件照会に対するA社からの回答書（以下「A社回答書」という。）等の提出を求め、さらに本件処分の就労収入に係る収入充当の確定処理の状況について、質問を行ったところ、処分庁は、処分庁回答書において、①A社回答書には、令和4年7月度の給与の欄に、総支給額220,000円、控除合計34,477円、差引支給額186,423円と記載されている旨、②本件処分に係る収入充当の確定処理は、法第63条に基づく費用返還決定処分を行っている旨、回答している。

3 判断

(1) 保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

処理基準である次官通知においては、前記1（6）、（7）のとおり、①被保護世帯の収入に変動のあることが予想されるときに、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること、②収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、申告を書面で行わせること、③必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること、④収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額を認定すること、が示されている。

また、処理基準である局長通知においては、前記1（9）のとおり、⑤常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、給与明細書等を徴すること、②当該書面の内容に不審のある場合等には、直接事業主に調査確認すること、が示されている。

次官通知及び局長通知の内容は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、その自立を助長するという法の目的（法第1条）及び保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるという補足性の原理（法第4条）に照らして、合理的なものであるといえる。

- (2) 本件についてみると、前記2によれば、①処分庁は、二男が令和4年4月1日からA社において就労を開始することを予め把握したこと、②処分庁は、二男から本件確認書の提出を受けた上で、審査請求人と二男に対して、収入の申告書及び給与明細の提出を繰り返し求めたが、提出されなかったこと、③処分庁は、二男から、給与は毎月5日前後に15万円程度支給される旨の口頭の報告を受けたこと、④処分庁は、収入の申告がされなければA社に給与照会を行う可能性があること及び給与の推定額を収入認定する旨を審査請求人に伝えた上で、同年7月の保護費の算定にあたり、二男の7月の推定収入額を15万円とし、前記1(9)の次官通知に示された勤労収入に係る控除額4万円を差し引いた11万円を収入充当した上で、同月分の保護費を支給する本件処分を行ったこと、が認められる。

かかる処分庁の判断及び手続は、前記1の処理基準に沿ったものであると言える。

- (3) ただし、前記1(9)の局長通知においては、常用で勤務しているものの収入については、本人から申告させるとともに、給与明細書等の提出を求めるとされている。

本件においては、処分庁が繰り返し提出を求めたにも関わらず、審査請求人及び二男は、給与証明書を提出しなかったことが認められるものの、令和4年7月の二男の実際の収入が、推定収入額の15万円よりも下回った場合、同月の審査請求人の世帯は、最低生活を下回る生活を余儀なくされ、最低生活の原理（法第3条）に抵触する可能性もあることから、収入認定には、慎重さも求められていると言える。

そこで、推定収入額を15万円としたことが妥当であったのかを確認するために、当審査会から処分庁に質問を行ったところ、前記2(13)のとおり、①処分庁から提出されたA社回答書には、二男の令和4年7月度の給与支給額は186,423円と記載されていること、②処分庁回答書において、本件処分に係る収入充当の確定処理は、法第63条に基づく費用返還決定処分を行っている旨、が記載されている。

そうすると、二男の令和4年7月の収入額は、15万円以上であったことが認められるから、本件処分を行うにあたり、推定収入額を15万円とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人は、担当者から説明がないこと、二男が〇〇され、相手方にお金を支払う必要があること、二男の収入は月11万円前後であり、生活できないこと等を主張する。

しかしながら、本件事件記録からは、処分庁の担当者の収入申告についての説明及び対応に不十分な点は認められず、また、令和4年7月の二男の収入が、11万円前後であったとことは確認できないから、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 以上のことから、本件処分は、法令及び処理基準に沿ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分の通知書には、処分の理由として「就労収入の推定」と記載されているのみであることから、以下付言する。

本件処分は、第5の1(4)のとおり、法において決定の理由を付した書面により通知しなければならないと規定された保護変更処分である。そして、一般的に、処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保しその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

そうすると、本件処分の通知書には処分の根拠となる法令及び適用される具体的な事実関係が記載されず、「就労収入の推定」としか記載されていなかったのであるから、これをもって十分な理由の提示がなされていたと言うことはできない。

しかしながら、前記第5の2によれば、処分庁は、審査請求人及び二男に対して、本件処分を行う前に、二男の就労収入を収入として認定し、保護費が減額になることを繰り返し伝えているから、審査請求人は本件処分の理由を十分認識していたものと解され、当該理由の提示に係る瑕疵が故に本件処分を取り消すべきものとまでは言えない。

もっとも、実際にも不服申立てが行われていることを踏まえ、処分庁においては、職権による保護の変更処分を行う場合は、法において理由提示義務が規定されている上記の趣旨に鑑み、処分の通知書において、処分の根拠法令及び事実関係を具体的かつ丁寧に明記することを要請する。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員(部会長) 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 福島 豪